

# 従業員さんの福利厚生のための二つの共済

## Mの国共済 (生命共済制度)

### 割安な掛金で幅広い保障

割安な掛金、大きな保障 (不慮の事故による死亡で最高1,500万円) で、役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。

### 1年更新で医師の審査なし

保険期間は1年で自動更新。

### 掛金は損金または必要経費

法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。

### 業務上・業務外を問わず24時間保障

病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。

### 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

### 見舞金・祝金・記念品制度が充実

病気入院やケガの通院、さらに結婚祝金、出産祝金、すこやか記念品といった当所からの見舞金、祝金、記念品があります。

## 商工会議所の会員事業所だけが加入できる制度です 生命共済制度 6つの魅力

生命共済制度ご加入のみなさまの  
健康・介護、経営、暮らしをサポートする

### アクサの付帯サービス

ストレスチェック機関紹介・取次サービス  
Web・お電話でご紹介

メンタルサポートサービス  
電話によるカウンセリング

禁煙外来紹介サービス  
Web・お電話でご紹介

健診機関紹介・取次サービス  
Web・お電話でご紹介

健康電話相談サービス  
専門の相談員が24時間対応 相談料・通話料無料

人間ドック・PET検診サービス  
無料で予約代行 優待価格

## 特定退職金共済制度

### 計画的な準備に

毎月定額の掛金を支払うだけで、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。

### 従業員の定着のために

退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

### 基本掛金は非課税

この制度は、所得税法施行令第3条に定める「特定退職金共済制度」として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。

## 従業員さんの雇用の安定、労働意欲向上のために 特定退職金共済制度 6つの魅力

### より大きな掛金に

中小企業退職金共済との重複加入も認められます。  
※ただし他の特定退職金制度との重複加入はできません。

### 過去勤務時間の通算

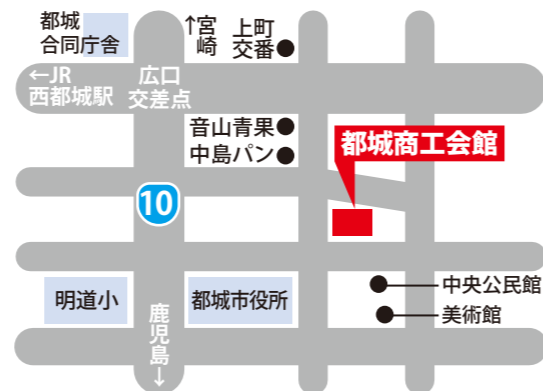
この制度に新規加入する事業所の場合、以前から勤続している従業員については、過去勤務時間の通算の取扱いを受けることによって、実際の勤務時間に応じた退職金を支払うことができます。

### 建設業の方には

当制度は「建設業経営事項審査」の加点評価項目となります。

**秘密厳守** 活力ある地域づくり等、幅広く活動する商工会議所 **相談無料**  
**随時会員を募集しています!**

◆年会費は1口 12,000円 事業者のかかえるお悩みにお応えします!



# 頑張る企業を 応援します!

●商工会議所はあなたの事業の繁栄を強力に支援します。



## 商店街 活性化支援

商店街イベント支援  
空き店舗対策

## 各種調査

通行量調査  
県内企業景況調査  
中小企業景況調査  
L O B O 調査

## 企業共済

M の国共済  
特定退職金共済  
小規模企業共済  
経営セーフティ共済

## 労務

従業員の採用  
福利厚生  
労働保険

## 経理・決算・ 申告

記帳指導  
記帳代行  
決算指導

## 金融相談

日本政策金融公庫  
県・市制度融資

## 経営力強化

専門家派遣  
情報化支援  
創業支援  
経営革新支援

## セミナー

新入社員教育セミナー  
経営セミナー  
簿記講習会

## 検定試験

簿記・珠算・販売士  
福祉住環境コーディネーター

## マル経融資

### ■マル経融資とは

商工会議所は、その地区の商工業者の大多数を占める小規模事業者に対し、その健全な発展を促進するために経営指導を行っております。その一環として小規模事業者の方々に大変有利（低金利・無担保・無保証人）なマル経融資が設けられています。

### ■融資の対象

- 都城商工会議所地区内にて1年以上事業を継続されている方
- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業5人以下）の法人・個人事業主
- 納付すべき税金（法人税・所得税・事業税・市民税など）を完納している方
- 経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている方
- 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の非対象業種でない方

### ■申込手続きの流れ



### ■融資の条件

資金用途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円以内 (政府の判断により変更になる場合があります)
返済期間	● 運転資金……7年以内 ● 設備資金……10年以内
金利	毎月変動しますが、借用証書を締結した利率で固定金利です (H30.8.1現在1.11%)

次に該当する方は都城市の利子補給制度（一定期間の利子の一部または全部が補助される制度）をご利用いただけます。

利子補給対象者	市内に住所及び店舗等がある市税完納者で小売、飲食、サービス業のいずれかを営む者（一部対象外あり）
対象資金用途	設備資金（車両購入資金・土地取得資金を除く）
対象額	100万円以上1,500万円以下
補給期間	融資実行日から3年間（精算払）

※状況によりご希望に添えない場合もございます。

## 専門家派遣サービス

事業者の皆さんからのご要望に応じて、宮崎商工会議所連合会に登録された専門家を派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

- 法人化したい。
  - インターネットで商品を販売したい。
  - 店舗レイアウトを見直したい。
  - 商品デザインを見直したい。
  - 事業の転換をしたい、事業を多角化したい。
  - 事業承継をしたい。
  - 新製品の開発についてアドバイスが欲しい。…など
- 費用は無料です。専門家への謝金は商工会議所が負担いたします。

## 創業支援

これから事業を始めようと考えている方へ総合的な支援を行います。

- 開業にあたっての必要な各種届出
- 資金繰り・事業資金の相談
- 創業計画書の作成
- 雇用保険の手続き
- 日計表・帳簿などの作成方法…など

会員に限らずどなたでもご相談いただけます。お気軽にご相談ください。その他、創業に必要な知識やスキルを総合的に習得できる「創業塾」を毎年開催しております。

## 経営革新支援

「経営革新」とは、「中小企業新事業活動促進法」と呼ばれる法律により、将来的に下記のような「新事業活動」を計画予定している会社を支援するものです。

- 新商品の開発又は生産
  - 新サービスの開発又は提供
  - 商品の新たな生産又は販売方式の導入
  - サービスの新たな提供方式の導入
  - 上記の組み合わせ、その他の新しい知恵と工夫
- ※「新」「新たな」は個々の中小企業にとっての新しい取り組みです。

事業の経営革新や新たな事業展開に取り組む企業に対して資金支援や優遇税制を行っています。お気軽にご相談ください。

## 事業承継支援

経営を後継者に円滑に承継するための支援を行います。後継者が不在でも、あなたの事業を買い取りたいと思っている事業者がいる可能性があります。廃業以外にも手段はあります。ぜひ積極的にご相談ください。秘密厳守いたします。

## 労働保険事務代行

労働者を雇用する事業主は、労働保険（雇用保険と労災保険）に必ず加入しなければなりません。商工会議所では会員事業所の労働保険の事務委託を承っております。

### ■委託のメリット

- 労災保険に加入することが出来ない事業主及び家族従事者なども特別加入が出来、業務上の災害などの補償が受けられます。
- 年1回払いが原則の労働保険料を3回に分けて分割納付できます。
- 面倒な保険事務を委託することで業務負担を軽減でき、余力を事業活動に向けることができます。

### ■委託できる事務の内容

- 保険料の申告及び納付の事務
- 労災保険の特別加入の申請などの事務手続き
- その他、労働保険についての各種申請、届出、報告などの事務手続き

## メンバーメールの配信

メールアドレスをご登録いただいた会員の皆様に、毎月2回、ビジネスに役立つ情報をタイムリーにお届けしています。国・県・市からの情報をはじめ、助成金・補助金、セミナーなど内容盛りだくさんです。

## 記帳・決算代行

個人事業主の皆様を対象に帳簿の記帳や税金のことでお困りでしたら、お気軽にご相談ください。  
★平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方に帳簿の作成と帳簿書類の保存が必要となります。

### ■記帳相談【無料】

- 新規開業に必要な各種届出や、青色申告の特典などについてご説明します。
- 記帳の仕方から年末調整・決算・申告手続き等についてご説明します。
- パソコン会計の記帳相談にも応じます。

### ■記帳代行【有料】

- 個人事業主に代わり、商工会議所の経営情報支援員が帳簿作成を行う「記帳代行サービス」です。

### ■決算代行【有料】

- 個人事業主に代わり、一年の収支と資産負債の状態を明らかにし、確定申告を行う準備をします。

※申告書の記入・提出については派遣税理士の指導の下に行います。

## 永年勤続従業員表彰

都城商工会議所では、昭和37年より年に1回、会員事業所に永年勤続をし業務に精励され、他の模範となる従業員とその事業主を一同に会し、表彰式及び懇親会を開催しています。事業主に代わって商工会議所会頭名にて表彰するものです。表彰種別は10年・20年・30年・40年とあり、30年以上表彰は日本商工会議所会頭との連名で表彰いたします。

